

和歌山大学教育学部教員選考規則

制 定 平成 5年 6月 8日

最終改正 令和 2年 3月 27日

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、和歌山大学教育学部（以下「本学部」という。）における専任教員（交流人事による者並びに実務家教員（教育実践分野における高度な専門職教育に関して、高度な実務上の実績を有する者）を除く。）の選考に関し、必要な事項を定める。
- 2 交流人事による専任教員の選考については、別に定める。
 - 3 実務家教員の選考については、別に定める。
 - 4 特任教員の選考については、別に定める。
 - 5 非常勤講師の選考については、別に定める。

第2章 選考及び選考機関

(選考)

第2条 教員選考は、別に定める「和歌山大学教育学部教員選考基準」に基づき、この規則によって教授会が行う。

(選考機関)

- 第3条 教員選考を実施するための選考機関として、教授会のもとに人事協議会、人事委員会及び資格審査委員会を置く。
- 2 各選考機関に関する規程は、別に定める。

第3章 教員選考の手続き

(教員の採用案)

- 第4条 教員の採用案の作成及び提出は、次の手順で行う。
- (1) 学部長は、講座・学科目（以下「講座等」という。）から教員の配置の申し出があったとき、人事協議会を招集する。
 - (2) 人事協議会は、本学部教員組織整備の観点から、教員の配置の要否並びに専攻分野及び職名について、当該講座等と協議する。
 - (3) 学部長は、人事協議会と当該講座等との協議の結果を教授会に諮り、その承認を得る。
 - (4) 学部長は、教授会において新たな教員の配置の要望方針が決定されたときは、教員の採用案として国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）あてに提出する。
 - (5) 学部長は、当該教員の採用案に係る国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会教員選考委員長から選考結果の回付を受けたときは、人事協議会又は当該講座等に意見を聞くことができる。

(昇任候補者の選考)

- 第5条 昇任候補者の選考は、次の手順で行う。
- (1) 学部長は、昇任人事を行うに当たり、人事協議会を招集する。

教育学部教員選考規則

- (2) 人事協議会は、本学部教員組織整備の観点から、昇任人事に関する必要な事項について協議する。
- (3) 学部長は、人事協議会における協議の結果を人事委員会に諮った後、教授会の承認を得る。
- (4) 学部長は、教授会において昇任人事を行うことが決定されたときは、選考手続きの期日等について人事委員会に諮った後、本学部の教員に公示する。
- (5) 昇任候補者は、指定された期日までに、業績の紹介者として2名以上の本学部の教授又は准教授を選任し、選考に必要な資料を提出する。
- (6) 学部長は、資格審査委員会の設置を教授会に諮り、資格審査委員会を組織する。
- (7) 資格審査委員会は、昇任候補者の経歴及び業績等に関する審査を行い、本学部教員選考基準を満たしていると判断した全ての候補者について、選考に必要な資料を添えて人事委員会に推薦するとともに、審査経過について報告する。
- (8) 人事委員会は、資格審査委員会から推薦された昇任候補者の選考を行い、原案を教授会に提出する。
- (9) 人事委員会は、資格審査委員会が提出した資料に不備があると判断したとき及び審査結果に疑義があると判断したときは、資料の再整備及び再審査を資格審査委員会に求めることができる。

(教員の昇任案)

第6条 教授会は、人事委員会の原案を審議し、昇任候補者を決定する。

2 昇任候補者に関する人事委員会原案が、教授会において否決されたときは、改めて昇任人事は行わない。

3 学部長は、第1項で決定した昇任候補者を教員組織運営委員会に推薦する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、教員選考に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 教育学部教官選考規程（昭和30年3月1日制定）、〔教育学部教官選考規程に関する〕申合せ（昭和30年3月1日制定）、和歌山大学教官選考基準教育学部運用内規（昭和30年3月1日制定）、和歌山大学教育学部教官選考実施要領（昭和33年1月1日制定）、〔和歌山大学教育学部教官選考実施要領に関する〕申合せ（昭和33年1月1日制定）及び教官選考規定等の当面の取扱いについての申合せ（平成3年12月19日）は、廃止する。

附 則（平成13年3月21日一部改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第610号）

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1595号）

1 この改正規則は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 和歌山大学教育学部教員選考委員会規程（平成5年4月9日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1816号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2277号）

この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。